

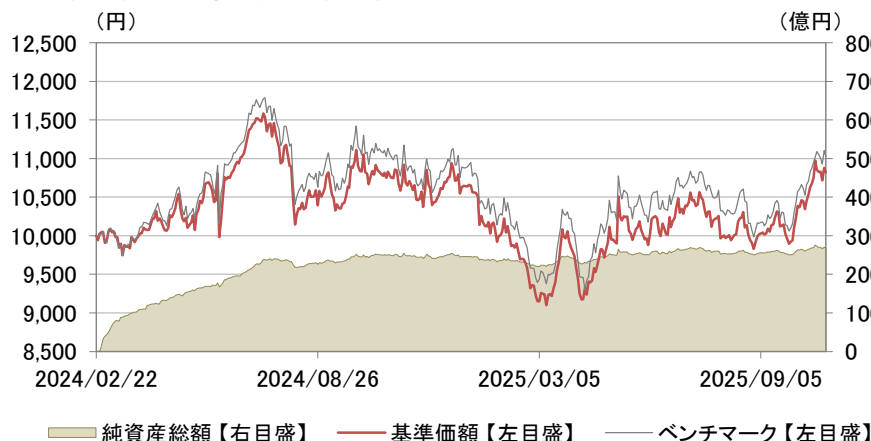
eMAXIS インド株式インデックス

月次レポート

2025年
10月31日現在

追加型投信／海外／株式／インデックス型

■基準価額および純資産総額の推移



- ・基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の値です。
- ・信託報酬率は、後記の「ファンドの費用」に記載しています。
- ・ベンチマークは、Nifty50指数(配当込み、円換算ベース)です。
- ・詳しくは、後記の「本資料で使用している指数について」をご覧ください。
- ・ベンチマークは、設定日前営業日を10,000として指数化しています。

■騰落率

	過去1ヵ月	過去3ヵ月	過去6ヵ月	過去1年	過去3年	設定来
ファンド	8.6%	5.8%	10.3%	-0.2%	—	8.2%
ベンチマーク	8.9%	5.0%	9.2%	-0.2%	—	10.3%

- ・実際のファンドでは、課税条件によってお客さまごとの騰落率は異なります。
- ・また、換金時の費用・税金等は考慮していません。
- ・設定来のファンドの騰落率は、10,000を起点として計算しています。
- ・分配金実績がある場合は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。

■組入上位10カ国・地域

国・地域	比率
1 インド	100.6%
2 —	—
3 —	—
4 —	—
5 —	—
6 —	—
7 —	—
8 —	—
9 —	—
10 —	—

■組入上位10銘柄

組入銘柄数: 1銘柄		
銘柄	種別	比率
1 NIFTY502511	株価指数先物	100.6%
2 —	—	—
3 —	—	—
4 —	—	—
5 —	—	—
6 —	—	—
7 —	—	—
8 —	—	—
9 —	—	—
10 —	—	—

- ・実際には、米国国債や為替先物に投資している場合がありますが、インドの株式等の資産を表示させています。
- ・表示桁未満の数値がある場合、四捨五入しています。・原則として、比率は純資産総額に対する割合です。・国・地域は原則、主要取引所所在地で分類しています。

■本資料で使用している指数について

・Nifty50指数は、インドの金融商品取引所(ナショナル)に上場している、浮動株調整後の時価総額、流動性等の基準を用いて選定した50社の株式で構成される株価指数です。指数の計算方法は、浮動株調整後時価総額加重平均方式です。定期的な採用銘柄の入替は半年ごとに行なわれます。Nifty50指数は、1995年11月3日を基準日とし、基準日の指数値を1000として、インド・ルピー建てで計算されています。Nifty50指数(配当込み、円換算ベース)は、Nifty50指数(配当込み、インドルピーベース)をもとに、委託会社が計算したものです。三菱UFJアセットマネジメント株式会社が提供する当ファンドは、NSE INDICES LIMITEDが発起、保証、販売または販売促進を行っているものではありません。NSE INDICES LIMITEDは、明示的か黙示的かを問わず、何らの表明もしくは保証(商品性または特定の目的または使用に対する適合性の保証を含む)も行わず、有価証券全般またはNifty50指数に関連する当ファンドへの投資の妥当性に関して、当ファンドの所有者または一般の人々に対するすべての責任、特にNifty50指数のインド株式市場全体のパフォーマンスへの連動性にかかる能力に関するいかなる責任も負わないものとします。Nifty50指数に関する免責事項の全文は、交付目録見書でご確認ください。



eMAXIS インド株式インデックス

追加型投信／海外／株式／インデックス型

ファンドの目的・特色

当ファンドは、ノーロード・インデックスファンド・シリーズ「eMAXIS」(イーマクス)を構成するファンドの一つです。

■ファンドの目的

インドの株式市場(Nifty50指数(配当込み、円換算ベース))の値動きに連動する投資成果をめざします。

■ファンドの特色

特色1 Nifty50指数(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

・Nifty50指数(配当込み、円換算ベース)をベンチマーク(以下「対象インデックス」という場合があります。)とします。

特色2 次の運用方法のいずれかまたは複数を組み合わせた運用を行います。運用方法の選択および組合せは、効率性等を勘案のうえ決定します。

1. インドの株式等(DR(預託証券)を含みます。以下同じ。)に投資を行う方法
 2. インドの株価指数への連動をめざす上場投資信託証券に投資を行う方法
 3. 米国の国債に投資を行うとともに、インドの株価指数先物取引、外国為替先物取引および外国為替予約取引による運用を行う方法
- ・対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し、株式等の実質投資比率が100%を超える場合があります。

※DR(預託証券)とは、Depository Receiptの略で、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

特色3 原則として、為替ヘッジは行いません。

- ・為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。
- ・対象インデックスとの連動を維持するため、外貨エクスポージャーの調整を目的として外国為替先物取引および外国為替予約取引を利用し、実質的な外貨エクスポージャーが100%を超える場合があります。

■ファンドの仕組み

・主にインド株式インデックスマザーファンドへの投資を通じて、次の運用方法のいずれかまたは複数を組み合わせたファミリーファンド形式により運用を行います。

1. インドの株式等に投資を行う方法
2. インドの株価指数への連動をめざす上場投資信託証券に投資を行う方法
3. 米国の国債に投資を行うとともに、インドの株価指数先物取引、外国為替先物取引および外国為替予約取引による運用を行う方法

■分配方針

- ・年1回の決算時(3月5日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。
- ・分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

eMAXIS インド株式インデックス

追加型投信／海外／株式／インデックス型

投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク	一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式や組入公社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。 また、ファンドが投資する上場投資信託証券は株式の価格変動の影響を受けるため、ファンドはその影響を受け組入上場投資信託証券の価格の下落は基準価額の下落要因となります。
為替変動 リスク	組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。
信用 リスク	組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。
流動性 リスク	有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。上場投資信託証券に投資する場合は、一般的に株式と比べ上場投資信託証券は取引規模が小さく、取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。
カントリー・ リスク	新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。
株価指数 先物に関する リスク	株価指数先物は株価変動等の影響を受けて価格が変動するため、ファンドはその影響を受けます。なお、需給や当該株価指数に対する期待等により、理論上期待される水準とは大きく異なる価格となる場合があります。また、株価指数先物を買建ている場合に株価指数先物価格の下落による損失が発生すると、基準価額の下落要因となります。
外国為替 先物に関する リスク	外国為替先物は為替変動等の影響を受けて価格が変動するため、ファンドはその影響を受けます。なお、需給や当該為替先物に対する期待等により、理論上期待される水準とは大きく異なる価格となる場合があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

eMAXIS インド株式インデックス

追加型投信／海外／株式／インデックス型

投資リスク

■その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・ファンドは、Nifty50指数（配当込み、円換算ベース）に連動することをめざして運用を行います。信託報酬、売買委託手数料、有価証券等を海外で保管するための口座開設にかかる費用、その他のファンドの運営にかかる費用等を負担すること、追加設定・解約に伴う組入有価証券の売買タイミングの差、株価指数先物取引および外国為替先物取引ならびに外国為替予約取引のタイミングの差、株価指数先物取引および上場投資信託証券と対象インデックスの動きが連動しないこと、売買約定価格と対象インデックスの評価価格に差が生じること、インデックス構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、対象インデックスを構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響、インド特有の制度や規制等によって運用に制約が生じることによる影響等の要因により乖離が生じることがあります。
- ・インドにおける株式投資については、株式を売却した場合、保有期間に応じたキャピタル・ゲイン税（売却益にかかる税金）等が課されます。また、インドの税務当局の要請により過去のキャピタル・ゲイン税等を遡及的に計算する場合に備えて現地税務代理人との契約が必要となる可能性があります。これらの税負担や契約関連費用は、原則としてファンドが実質的に負担することになるため、基準価額に影響を及ぼし（下落要因）、また、対象インデックスの動きに連動しない要因ともなります。外国人機関投資家の保有比率等に制限のある銘柄を投資対象とする場合には、運用上の制約を受ける場合があります。

（2025年1月末現在）

インドの税制・制度等は、変更となる場合があります。

eMAXIS インド株式インデックス

追加型投信／海外／株式／インデックス型

手続・手数料等

■お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
換金単位	販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込不可日	次に該当する日には、購入・換金はできません。 ・インドの金融商品取引所（ナショナル）、ムンバイの銀行、シンガポールの銀行、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行の休業日およびその前営業日 ※具体的な日付については、委託会社のホームページ（「ファンド関連情報」内の「お申込み不可日一覧」）をご覧ください。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合があります。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じ、購入のお申込みの受付を中止することがあります。
信託期間	無期限（2024年2月22日設定）
繰上償還	受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃されたとき等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。
決算日	毎年3月5日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回の決算時に分配金額を決定します。（分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。） 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人受益者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象です。販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。NISAの概要等については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。税法が改正された場合等には、変更となる場合があります。

ご購入の際には、必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

eMAXIS インド株式インデックス

追加型投信／海外／株式／インデックス型

手続・手数料等

■ファンドの費用

お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料 ありません。

信託財産留保額 ありません。

お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 年率0.44%(税抜 年率0.4%)以内 をかけた額 くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。 ※上場投資信託証券に投資した際は、運用管理費用等の費用がかかります。なお、投資対象とする上場投資信託証券や上場投資信託証券への投資比率が一定ではないため、上場投資信託証券の費用は表示しておりません。
その他の費用・ 手数料	監査法人に支払われるファンドの監査費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についてもファンドが負担します。 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。
なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

本資料のご利用にあたっての注意事項等

●本資料は、三菱UFJアセットマネジメントが作成した資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。●本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

●委託会社(ファンドの運用の指図等)

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

加入協会: 一般社団法人 投資信託協会

一般社団法人 日本投資顧問業協会

＜ホームページアドレス＞ <https://www.am.mufg.jp/>

＜お客さま専用フリーダイヤル＞ 0120-151034

(受付時間 営業日の9:00~17:00)

●受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)

三菱UFJ信託銀行株式会社

ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

2025年10月31日現在

販売会社情報一覧表

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は下記の販売会社まで

ファンド名称: eMAXIS インド株式インデックス

商号	登録番号等		日本証券業協会	一般社団法人 日本 投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会
株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○	○	○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社SBIネオトレード証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第8号	○		○	
株式会社スマートプラス(三菱UFJアセットマネジメント株式会社と共同で投資信託取引サービスmattoco+運営)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3031号	○	○		○
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号	○		○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
株式会社三菱UFJ銀行(インターネット専用)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3335号	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○

・商号欄に*の表示がある場合は取次販売会社です。・商号欄に(※)の表示がある場合は新規申込のお取扱いを中止しております。